



# 各国公的金融機関の 異議申立手続

平成14年7月23日

 国際協力銀行



# 調査対象機関

- カナダ カナダ輸出開発公社(EDC)
- ドイツ 復興金融公庫(KfW)
- アメリカ 輸出入銀行(EXIM)
- イギリス 輸出信用保証局(ECGD)



# カナダ輸出開発公社(EDC) Export Development Canada

- **2002年1月よりCompliance Officerを設置**



# Compliance Officerの目的

(1) 対話促進

(2) アドバイザリー機能

(3) **Compliance Audit**



# Compliance Officerの目的

## (1) 対話促進

以下の問題を取り扱い、必要に応じて対話の促進や勧告、仲裁を行う

- ①情報公開
- ②環境リスクレビュー
- ③人権問題
- ④ビジネス倫理



# Compliance Officerの目的

## (2) アドバイザリー機能

EDCに対してガイドライン関連のベスト・プラクティスに関するアドバイスを行う

## (3) Compliance Audit

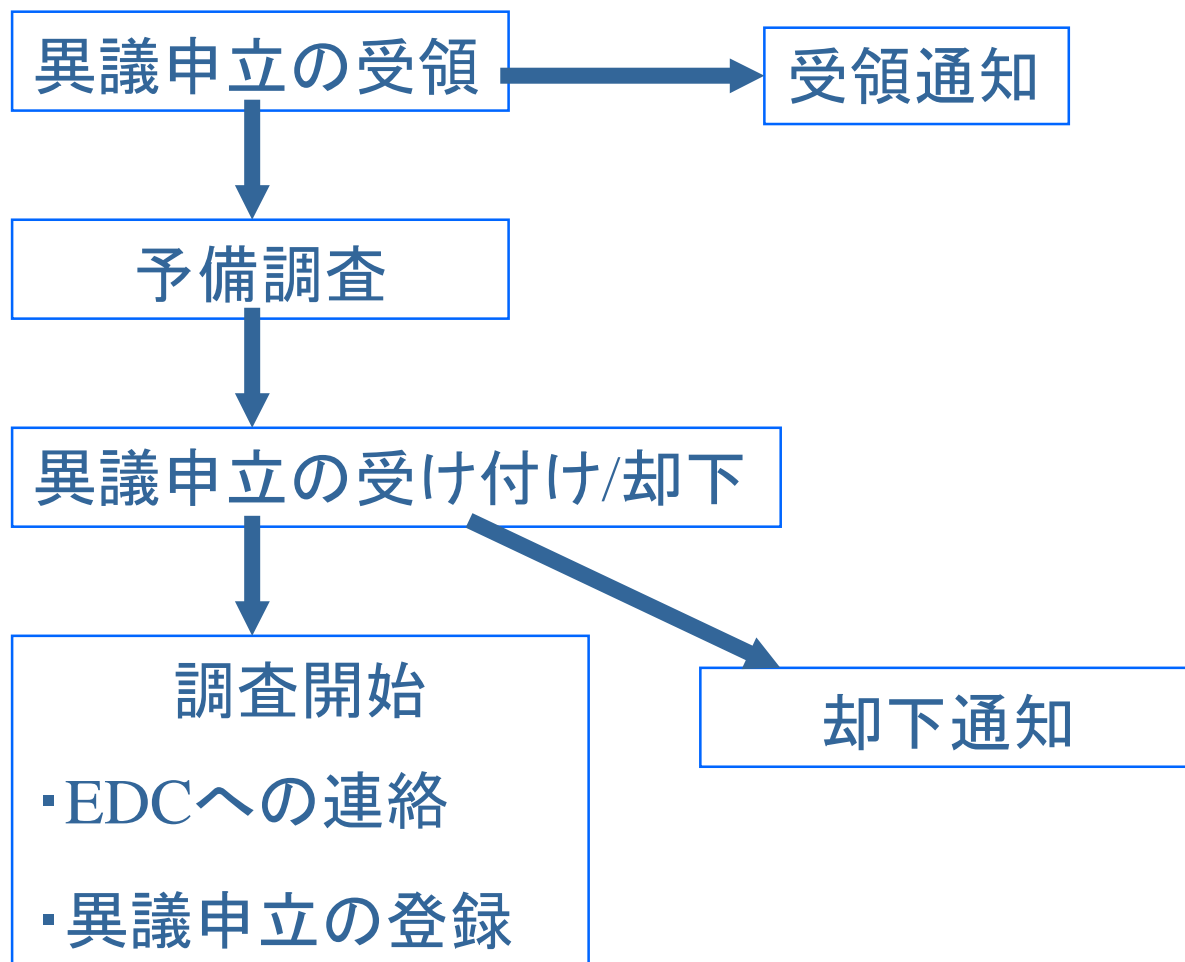
ガイドラインの執行状況に関するauditを行う。



# Compliance Officerの組織上の位置付け

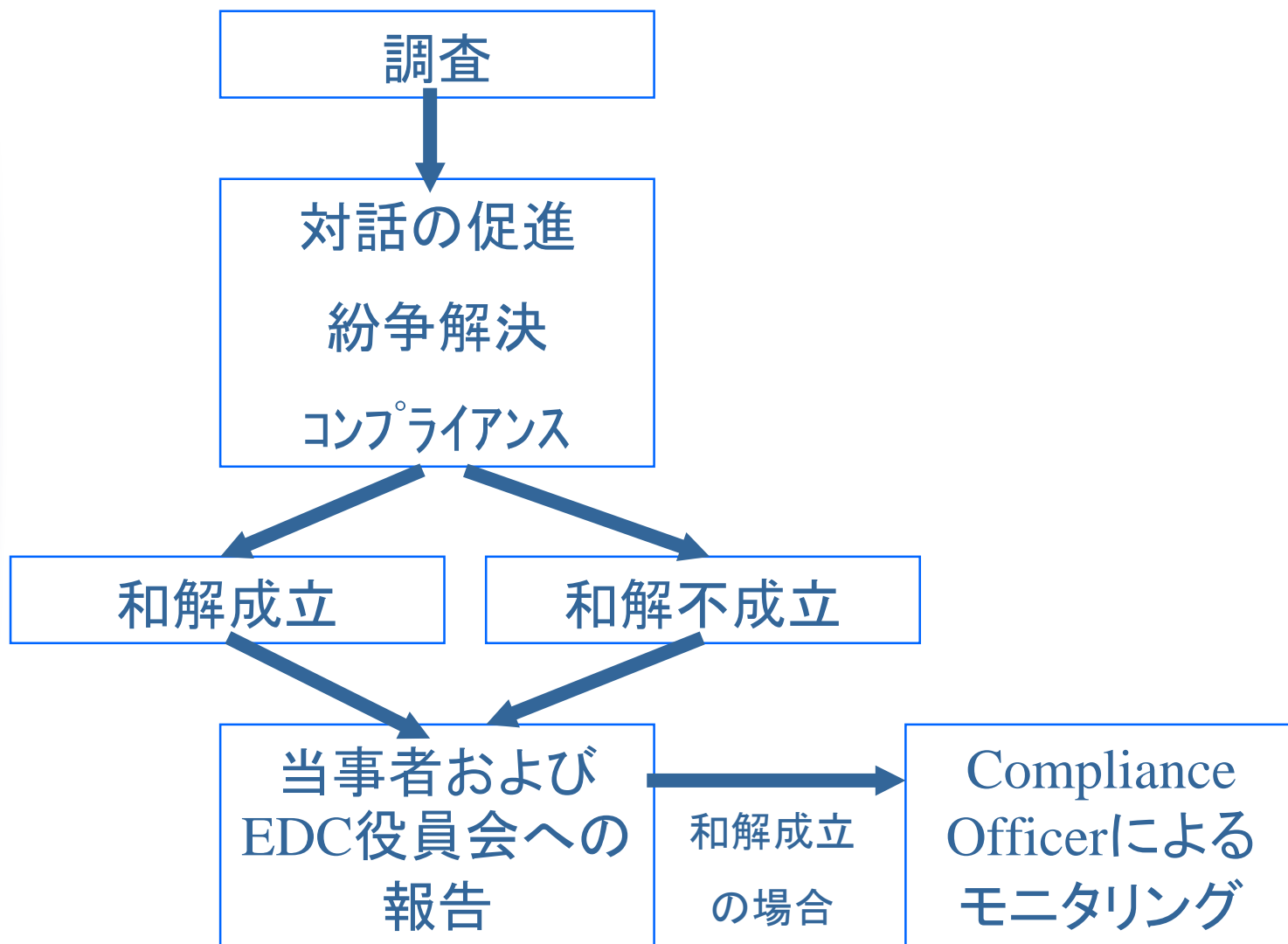
- 独立だがEDCの中で勤務(常設機関)
- 現在のCompliance Officerは、弁護士出身の女性でEDCの法務部を経験するなどビジネスの経験が豊富
- 拘束力をもたない勧告をEDCに対して行う。

# 手続の流れ(1)





## 手続の流れ(2)





# 申立資格

- プロジェクトにより影響を受けた、あるいは受ける可能性のある個人、集団
- 代理人による申立も可能
- 匿名による申立は不可（但し申立人の氏名は公開されない）
- 申立は英語またはフランス語のみ可能
- 申立は書面である必要はあるが特定のフォームはない



# 情報公開

- EDCの情報公開ポリシーによる
- 対話の促進を目的とするため、ウェブサイト上で、異議申立受理/調査経過などの公開は行っていない。
- 手続経過中に関係当事者より入手した情報については、**confidential**として扱われる。



# ドイツ復興金融公庫 (KfW) Kreditanstalt für Wiederaufbau の苦情処理手続

- ステークホルダーからの苦情処理についてはモニタリングの一環として処理
- 環境面のモニタリングユニットは投融資部門から独立し、環境問題担当役員にレポート
- 苦情にはケースバイケースでフレキシブルに対応しており、詳細なルールは存在しないが過去の例では、外部専門家を活用しつつKfW自身が調査を行っており、必要に応じて調査結果を公開している。



# 米輸銀の苦情処理手続

## The Export-Import Bank of the United States

- 米輸銀はアメリカの情報公開法により対応
- 苦情受付後、調査の要否を検討し、必要に応じてコンサルタントを活用しつつ、現地調査等を実施
- 申立人に対しては必ず文書で回答
- 調査の結果、場合によっては貸付け・保証の停止・取り消しなどもあり得る。



# 英輸出信用保証局の苦情処理手続 Export Credits Guarantee Department

- 苦情に対する窓口は原則として**External Relations Division**
- 異議を受け付けると、必要に応じて現地調査を**ECGD**自らが実施
- **ECGD**は持続可能な開発や人権への配慮を**Business Principle**として掲げており、かかる観点からの違反があれば、外部有識者も交えた**Export Guarantees Advisory Council**の場で議論される。